

行政常任委員会報告

令和2年3月6日（金曜日）

午前10時30分開議

委員会室

◎日程

1 教育委員会

- (1) 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 工事請負額の変更について（認定子ども園建設工事）
- (4) 損害賠償額の決定について
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う小・中学校等の臨時休校について
- (6) 夕張市民健康会館に係る指定管理者の指定について

2 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

3 保健福祉課

- (1) 夕張市保健福祉センター設置条例の廃止について

4 生活福祉課

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

5 市民課

- (1) 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について
- (2) 夕張市南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について

6 総務課

- (1) 市役所本庁舎（行政財産）の目的外使用について

7 地域振興課

- (1) 地域おこし協力隊（農業支援員）について

◎出席委員（7名）

千葉 勝 君

君 島 孝 夫 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席委員（0人）

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。理事者側からは、理事のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、教育委員会、建設課、保健福祉課、生活福祉課、市民課、総務課、地域振興課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【教育委員会】

（千葉委員長）

それでは、教育委員会より報告を受けて参ります。

（教育長）

教育委員会から一部追加資料等もございますが、6点にわたり報告事項がございますので、寺江課長がご報告申し上げます。

（教育課長）

おはようございます。ただいま教育長からお話があったとおり、教育委員会は6点のご報告でございます。

まず1点目、めくっていただいて別紙1をご覧ください。「夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正についてでございます。

改正の趣旨でございますが、記載のとおり、子ども・子育て支援法に基づ

く特定教育・保育施設、本市では幼稚園、保育所を指すものでございます、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、同法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定によりまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を規準として本市においても条例で定めているところでございます。今般、この条例のもととなる内閣府令の一部改正があったことから、本市の条例についても一部改正を行うものでございます。

なお、改正の中身は、別紙、条例の新旧対照表を添付してございますが、内閣府令の改正に伴う文言修正が主な中身となっておりますので、詳細については説明を省略したいというふうに思います。

1 点目は以上でございます。

次に、2 点目、別紙 2 をご覧ください。「夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正についてでございます。

改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業、本市にあつては「学童クラブ」を指すものでございます、で支援に携わる放課後児童支援員については、条例第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者、要するに保育士資格、社会福祉士資格等、このいずれかに該当する者であつて、都道府県または指定都市の実施する研修を修了した者でなければならないとされております。ただし、平成 27 年 4 月の制度開始時から平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日までに研修を修了予定者の者であれば、放課後児童支援員としてみなすということにされているものでございます。

今回、本条例は、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき制定しているものでございますけれども、このたび、当該省令のうち「事業に従事する者及びその員数」についての「従うべき基準」が、法改正に伴い令和 2 年 4 月 1 日から「参酌すべき基準」として緩和されることとなりました。条例の規定内容も参酌すべき基準を十分に参考とした結果であれば、地域の実情に応じて基準異なる内容を定めることができるということで許容されることとなったものでございます。

国における基準どおり、みなし期間を本年度末までとした場合、本市にあつては放課後児童健全育成事業における支援員を採用する場合、採用する時点において研修を修了していなければなりません。人材の確保が極めて著しく困難となることが想定されるため、人材確保の観点から市の独自措置として、現行のみなし規定を 3 年間延長するものとしたところでございます。

なお、「3 年間」の延長の根拠については、平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定を見ております「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」において基準の参酌化を決定しております。その中で「参酌後 3 年を目途とし

て、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることを踏まえまして、3年後に新たに国が示す基準の対応を念頭に本市にあっては暫定的に3年間延長としたものでございます。

この条例の改正に当たっても新旧対照表を添付してございますので、ご参考までお読みいただければというふうに思います。

2点目を終了します。

報告事項3件目ですが、認定こども園の工事請負契約に係る工事請負額の変更についてであります。

今、認定こども園は、まさに建設中でございます。ただし、冬期間における基礎工事の施工に係る養生費、あるいは除雪経費の増加等により設計変更の必要性が生じました。設計変更に伴う工事費の増額及び消費増税により、契約額の変更を行うものでございます。

契約額は、当初の契約額で3億8,448万円、これは昨年第2回定例市議会で議決を得ているものでございます。今回、設計変更を行うのは、設計変更分として873万4,000円、消費増税分として712万円。変更後の契約額は4億33万4,000円となるものでございます。

3件目を終わります。

次、報告事項4件目です。損害賠償額の決定についてでございます。

昨年11月6日、南清水沢1丁目の交差点にて発生した市所有の車両、これはユーパロ幼稚園の送迎バスでございます、と民間会社所有車両との衝突事故により相手方車両の損害賠償責任が生じたところでございまして、この事故原因等の詳細はいまだ明らかとなっておりますが、本市の過失割合に応じ当該賠償額の決定を受けたものでございます。

相手方は記載のとおりでございます。

相手方に支払う損害賠償額は132万7,200円、算定の基準は括弧書きのとおりでございます。

4点目を終わります。

次、5点目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う小・中学校等の臨時休校について、それと、後から追加資料としてつけました臨時休校中における分散登校について、あわせてご報告申し上げます。

まず、概要は、みなさんご承知のとおりでございます。道内で感染が広がってまいりまして、これ以上の感染拡大を防ぐという視点から、2月26日、北海道知事及び北海道教育委員会教育長との間で協議が実施され、この協議の中で全道的な小・中学校の臨時休校が決定をされたものでございます。

市教育委員会としては、この通知を受け、同日午前11時に緊急校長・園

長会議を招集し協議を実施する中で、市内の小・中学校、幼稚園等の臨時休校（休業）を決定したところでございます。

臨時休校（休業）期間は、2月27日から3月4日までの7日間、これは北海道教育長による通知に準じ決定を行ったものでございまして、臨時休業を行った施設は記載のとおりであります。

その他といたしまして、今後開催される卒業式の簡略化及び時間短縮、課外活動の活動自粛、校舎内の消毒作業の実施、3月4日を「感染症予防の日」と設定するというような内容が道教委から示されており、本市としても実施することで決定をしたものでございます。

その後、内閣総理大臣において、全国の小学校・中学校及び高等学校、特別支援学校について春休みに入るまで臨時休校とするという要請が行われたのはご案内のとおりでございます。本市はこの間、空知教育局を通じまして管内教育委員会と様々な協議や意見交換を行ってきたところでございますが、この内閣総理大臣の要請を受ける形で、3月2日、緊急校長会議を招集する中で、国、道教委の意向を受け入れる形で、春休みに入るまでの間、さらに臨時休校措置を延長するということを決定したところであります。

その後、この臨時休校が長期化することで児童・生徒の心のケアが必要ではないか、あるいは学習指導が必要ではないかということで、臨時休校中であっても分散型の登校日を設定し、そういう子どもたちの悩み、そういった相談窓口ですとか、先ほど申し上げた学習の指導等を行う必要があるのではないかという議論になりまして、これは道教委からの要請があったわけですが、臨時休校中であっても分散型の登校日の設定について協議を進めていたものでございます。しかし、その最中、若者の活動が感染を拡大するリスクを高めるですとか、北海道内では約940人が潜在的に感染している可能性があるのではないか等の報道を受ける形で、道教委として、以下の再要請があったところであります。

まず、この報道等による保護者や児童生徒の不安の高まりが考えられることから、分散登校については、保護者の意見、校長の意見、自治体の考え方を改めて道教育委員会として聴取する必要がある。臨時休校中の放課後児童クラブの運営や体制、教職員の勤務のあり方についても整理する必要があると。これらの状況に鑑み、再度、緊急会議を招集する中で改めて分散型登校のあり方について協議及び意見交換を実施したいということでございました。

本市教育委員会は、この時点で、上記のとおり、3月2日段階で分散型登校を実施する決定をし、既に児童生徒並びに保護者に対する発文も行っていることから、引き続き万全を期して分散登校を実施するというふうに決定をしたものでございます。

小・中学校における分散登校日の設定については、裏の表に記載してございますのでご覧いただければというふうに思います。

なお、幼稚園及び学童クラブの開設でございますが、ユーパロ幼稚園及び学童クラブについては、当初の予定どおり、3月5日木曜日より再開したところでございます。

なお、夕張小学校内に設置のこたばの教室は、小学校との兼ね合い等により、当面事業停止としているものでございます。

次、6点目の報告でございます。夕張市民健康会館に係る指定管理者の指定についてでございます。

夕張市民健康会館の管理運営に関しては、指定管理制度を活用し、この間、運営管理を行って参りました。令和元年度にあつては、以下の者を指定管理者として指定してきたものでございますけれども、本年3月31日をもって指定期間が満了となることから、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

施設は、今申し上げたとおり、清栄町にある夕張市民健康会館でございます。指定管理者は、市民健康会館運営委員会でございます。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とするものでございます。なぜ1年間かという説明は米印で書いてあるのですが、まず建物の耐震化の問題がなされてないこと、あるいは利用者の推移が今後も予測がつかないこと等によりまして、指定管理期間を1年間とし、単年度ごとに検討を加えていこうとするものでございます。

教育委員会からの報告事項は以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

別紙3、工事請負契約額の変更について質問をいたします。除雪経費等の増加等により設計変更の必要が生じたということでありましたが、これは、当初の契約の中には除雪は想定されなかったというような経緯があるのでしょうか。

(教育課長)

本田委員のご質問にお答えします。

当初の設計では、当然、冬期の期間の工事ですから、ある程度の除雪費は積算で見えていたというふうに思われます。ただ、2月以降の降雪の状況等を踏まえると、その当初見えていた雪の量より超えたということだというふうに思いますけれども、最初から除雪費を工事費の積算に入れてなかったということではなくて、見込んでいたけれども、それ以上の除雪費が出てきたとい

うことで理解しているものでございます。

以上です。

(本田委員)

詳しい数字は押さえていないのですが、例年よりもことしの降雪量は少ないと再三ニュース等で拝見はしているところなのですが、そうなりますと、ちょっと合わないといえますか、今年の雪が例年よりも多いのであれば理解できるのですが、実際のところ、その辺がどうなのかなということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

(教育課主幹)

今、本田委員のご質問にお答えいたします。

当初、養生費等を含めまして、除雪経費も含めまして、委員ご指摘のとおり、最初から計上はしていたのですけれど、当初考えていた計画より多く基礎工事等が伸びている部分もありまして、冬期間養生費、それから除雪経費が当初の想定より伸びた、増えたということになります。

(本田委員)

工事の時期が冬に押し込んできたので予定よりも除雪費が多くかかったという理解でよろしいでしょうか。

(教育課主幹)

はい。

(本田委員)

わかりました。

(教育課長)

補足させていただきます。本体工事ですが、冬期の基礎工事に伴う防寒の養生費の金額がかなり大きいということでございまして、冬期施工に伴う現場内の除雪費については100万に満たないような数字でございますので、この補正の設計変更の中身は冬期の基礎工事に伴うその防寒の養生費がかなりの数値を示しているということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

(本田委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

(5)の分散登校についてですけれども、ここに何年生というのを書かれているのですけれども、例えば、登校時間だとか内容的に授業をするのかと

か、あとスクールバスはどうするとかと、こういう点はどうなっていますでしょうか。

(教育長)

高間委員のご質問にお答えします。

それぞれ来週 9 日から 13 日まで、あるいは、その次の週は 16、17、19 と、このように分散登校をしておりますが、まず登校については朝登校し、道教委の示された基準は約 60 分程度、学校内でそれぞれ、先ほど課長が申し上げましたが、子供たちの健康観察ですとか、心のケアですとか、あるいは学習状況の把握等々、こういったような活動、しかも教室内ではなく、体育館ですとか校舎内にあるかなり広い場所で子供たちを密着させない、こういったような状況でそういう教育活動を行いなさいということであります。

したがいまして、本市におきましては、登下校の手段がスクールバスと、あと一般の路線バスが混在しておりますのでその兼ね合いがあり、例えば、朝 8 時に登校したので 60 分後、9 時に下校しなさいというわけにはいきません。そういったようなことも生じるのですけれども、60 分というのを基準にしながら、全ての日、朝 8 時ぐらいに登校し、10 時台の便で帰りますので、それに合わせてスクールバスも、例えば 10 時半ですか、そういった形で要請をし、これらの日にもう既に予約をしております。

そんなところで。あと、卒業式というふうに記載していますが、これは、分散登校を利用して、従来どおりの卒業式の形式ではありませんけれども、本当に短縮をしながら、出席者も当該生徒、6 年生及び中 3 とその保護者のみとしております。そんなような形で式自体はもう 30 分から 40 分程度、その後のいわゆるお別れ会みたいなのがありますけれども、保護者も教室に入って、そんなことは一切せず体育館内で最後のホームルームを行うと。いずれにしても、本当に感染拡大防止が主ですし、子供たちの安全・安心が一番ですので、そういったような面における配慮は道教委が示す、あるいは知事が示す基準に従って行うほか、今申したとおりの配慮を行いながら行っていくと。授業は、ですから行いません。登校日という表現ですけれども、実際、この日も臨時休校中という押さえです。

したがいまして、年間、子供たちの諸表簿に登校日数とかは載る。何日と記載するのですけれども、この分散登校日の日はその日数には入ります。そういったような形で実施いたします。

以上です。

(高間委員)

学校についての内容はわかりました。ただ、この登校・下校に関しては、スクールバスということなのでかなり密室というかそういう状況になると思

うのですが、これは、またどんなふうにお考えなのかとお尋ねしたいと思います。

(教育長)

ご指摘のとおり、矛盾が生じております。しかしながら、本市においては、このスクールバスが主な登下校手段であるのですけれども、この日におきましては、保護者への要請として、もし可能であれば、保護者の送迎をお願いしたいということもつけ加えておりますし、分散にしましたので、いつもよりは3分の1程度の乗車人数になるのかなというふうに予想はしております。

また、この日については、小学校の分散登校日については、通常の交通指導員、あるいは見守り隊の方にも登下校の際のそういったような様子について要請をしており、十分そのスクールバス内が密室状態になるというようなことをできる限り避けながら、というふうな認識を持ちながら行うということで、小学校、中学校、両校長も理解し配慮しているというふうになります。

以上です。

(高間委員)

ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の関連で伺いますけれども、全国的なことなのでどこもそうなのかと思うのですが、やはり保護者のほうは学習のおくれというのが非常に気になるところだというふうに思います。今後、道の方針もあると思うのですが、こういった形でそのおくれを取り返していくことになるのか、その辺のことについて、もし何かありましたらお願いします。

(教育長)

今の時点で、具体的にこんなふうにして回復していこうというものについては、まだ検討はしておりません。ただ、校長会等において確認をしたところ、まず中学3年、それから小学6年生、卒業生についての勉強のおくれはございません。既に年間定められた、いわゆる教科書何ページから何ページまでという、その辺の指導は既に終わっているということです。

あとは、その小学校1年から5年生、中学校1年、2年の、この休校中における未履修分、これについては4月、来年度どこかの時点で何がしかの補習等を行わなきゃならないねという議論はあります。

以上です。

(熊谷委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

(千葉委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

(建設課長)

おはようございます。

建設課より夕張市営住宅及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてご報告申し上げます。

それでは、担当主幹よりご報告申し上げます。

(建設課主幹)

それでは、私のほうから、今回の夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての中身について説明をさせていただきます。

大きく今回の改正は3点ございまして、まず1点目、連帯保証人の廃止についてということでございます。

これは、今年の4月1日から民法の一部を改正する法律が正式に施行されて、連帯保証人に極度額、これは上限額なのですが、これの規定が必要となります。国は、これと合わせて連帯保証人の要件が入居の支障にならないように平成30年3月30日付で「公営住宅管理標準条例」の一部を改正し、連帯保証人の規定を削除したところでございます。

本市もこれを受けまして、市営住宅が低所得者に低廉な家賃で住宅を供給するという役割を果たしていることや、近年、身寄りの少ない単身高齢者が増加傾向にある現状を鑑みて、市営住宅の入居要件から連帯保証人の規定を削除しようとするものであります。

なお、この規定は4月1日以降に入居手続をする方から適用され、これ以前からいる連帯保証人については旧法が適用になるということでございます。

続きまして、2点目なのですが、認知症及び知的障害者等の収入申告の取扱いについてということでございます。

こちらは、市営住宅の家賃決定には、毎年度みずから収入申告をしていただき、家賃を決定しているところでございますが、自ら収入申告をすることが困難な方について、所定の手続をしていただければ、自ら収入申告をすることを必要としない規定を新たに新設いたしました。自ら収入申告することが困難な方とは、認知症である者、知的障害者、精神障害者等を指し、事業

主体が自ら収入申告をすることは困難な事情にあると認められた者は、収入申告を免除し、公営住宅法に基づく収入調査により把握した収入に応じ家賃を課すものであります。この場合の家賃算定方法は、申告義務以外は一般の入居者と同様であります。

続きまして、3点目なのですけれども、こちらのほうは、管理戸数の増減のことになっております。

まず、公営住宅のほうでは、鹿の谷東丘団地の8棟16戸の減により団地の項目の削除、それと、現在、北海道営住宅になっております紅葉山橋見団地の管理主体変更によりまして、4月1日からの管理戸数の増ということで2棟48戸の増になっております。

続きまして、改良住宅は、清水沢清陵町3区にあります7棟24戸の減であります。賃貸住宅のほうは、清水沢宮前町の7棟28戸、若菜の1棟2戸及び平和の1棟4戸の減でございます。総管理戸数は、4月1日時点で380棟3,204戸となる予定でございます。

そのほかとして、改正に伴って引用条文等が若干変更になる部分がありますので、その部分の変更を今回の改正の中に含めさせていただいております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。保健福祉課からは、夕張市保健福祉センター設置条例の廃止について説明いたします。資料をお開きください。

本条例は、これまで夕張市保健福祉センターで実施してきた事業を、先日供用開始となった拠点複合施設「りすた」で実施することに伴い、本年3月31日をもって廃止するものです。3月末で廃止、施行は4月1日になります。

保健福祉センターは、市の健康診査事業や保健指導などを行うため、平成13年に設置し、後に常駐の職員を配置した図書コーナーを併設しましたが、委員ご承知のとおり、図書コーナーはもう既に移転しています。また、その他利用があった夕張訪問看護ステーションや市民健康サークルについてはそ

れぞれ他の公共施設を利用することになりますが、それぞれ運営や活動に支障が生じないよう個別に丁寧な説明を行い、既に了承を得ています。

なお、広報 12 月号で 2 点、保健福祉センターが利用終了すること、健診等の事業は新年度から「りすた」で実施すること、この 2 点について、広報 12 月号で周知していますが、加えて、今後、4 月の広報において、同様のお知らせをしたいと考えております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

(千葉委員長)

次に、生活福祉課から報告を受けて参ります。

(生活福祉課主幹)

初めに、条例改正について説明する前に、災害弔慰金の支給等に関する条例の位置づけと概要を簡単に申します。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災者への支給等を市町村が実施主体として行う趣旨で各市町村において定められているものです。支給等の区分としては、被災者遺族や本人に支給する災害弔慰金及び災害見舞金、被災者へ生活再建のために貸し付ける災害援護資金があります。

それでは、今回の条例の一部改正についてご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。

1、改正理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金償還金の支払猶予を規定し、償還免除事由を拡大するとともに、支払猶予や償還免除の決定を判断するための報告等の権限について、また、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給審査のため委員会を設置することを定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、2、改正内容ですが、(1) 償還金の支払猶予について、災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（経済的困窮の状態に実質的に陥っている場合や行方不明の場合等）により、災害援護資金の貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとしました。

(2) 償還免除について。災害援護資金の貸付を受けた者が死亡したとき

または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付を受けた者が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができることとしました。

(3) 報告等について。償還金の支払を猶予し、または災害援護資金の償還未済額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付を受けた者またはその保証人の収入または資産の状況について、災害援護資金の貸付を受けた者もしくはその保証人に報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができることとしました。

(4) 災害弔慰金等支給審査委員会の設置について。災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとしました。

なお、償還金の支払猶予や償還免除について、災害援護資金の貸付を受けた者が(3)の報告を求められて正当な理由がなく報告をせず、または、虚偽の報告をしたときは、その適用を受けることができません。また、償還免除について、災害援護資金の貸付を受けた者の保証人が償還未済額を償還することができるものと認められるときは、償還免除に該当しません。

3、施行日は令和2年4月1日としております。

2 ページをご覧ください。改正内容に係る条文について、新旧対照表として添付しております。

説明は以上となります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

改正の案のところで、委員のことなのですけれども、委員は医師等、市長が必要と認める者のうちというふうにあるのですが、医師等というのは、お医者さん以外にどういった方たちが想定されるのでしょうか。

(生活福祉課主幹)

医師等の等といいますのは、想定される者においては、例えば法律に詳しい方、弁護士ですとか、例えば手続等、行政書士さんとか、そういう者を想定しています。

(熊谷委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課から報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課から、2点ほどご報告申し上げます。

まず、1点目、夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正についてでございます。

公衆浴場の入浴料金につきましては、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令により知事が統制額を指定することとなっております。今般、北海道の統制額が改定となりましたので、本市の共同浴場入浴料金をあわせて改定するものです。

改定内容は、大人1回の入浴料金が440円から450円に改定されたことから、本市の入浴料も同様に改定し、あわせて大人の回数券入浴料金を2,500円から2,550円に改定するものです。回数券につきましては、利用者の便宜を図るため、従来より割引を行っており、今回も同様の割引率で料金を設定するものであります。この改定を実施するため、夕張市共同浴場設置条例及び夕張リフレッシュセンター清陵設置条例の一部を改正するもので、施行日は令和2年4月1日となります。

次に、2点目、夕張市南部コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

夕張市南部コミュニティセンターは、平成19年度に指定管理者制度を導入し、以来、南部コミュニティセンター運営委員会が指定管理者に指定されているものでございます。今般、3月31日付をもち、指定管理期間が満了となることから、次期の指定管理について、南部コミュニティセンター運営委員会が引き続き行うとの意向を確認できたことから、地方自治法第244条の2第6項及び夕張市公の施設に関わる指定管理者の指定手続に関する条例第7条に基づき、指定管理者の候補者として、市議会にお諮りするものでございます。

なお、選定方法につきましては、夕張市公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第1項第2号の「地域との結びつきが強い施設で、地域の町内会等を指定する場

合」に該当し、公募によらない候補者の選定を行ったものでございます。

なお、指定管理の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間を予定しております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【総務課】

(千葉委員長)

次に、総務課から報告を受けて参ります。

(総務課長)

おはようございます。

総務課からは報告事項が 1 点、市役所本庁舎（行政財産）の目的外使用についてでございます。

資料に記載のとおり、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団により、市役所本庁舎 3 階の一部、具体的には、元生徒指導会議室を使用したい旨、申し込みがありました。資料には 36 平方メートルと記載がありますが、38 平方メートルに訂正願います。

使用目的は、訪問看護ステーション及びケアプラン相談センターの事務室として用いるものでございます。訪問看護ステーション及びケアプラン相談センターにつきましては、夕張市保健福祉センターの 1 室にて業務を行っていましたが、さきに保健福祉課より報告のあったとおり、本年 3 月末をもって、当該施設を閉じることとなったため、市役所本庁舎使用の申し込みがあったものでございます。

使用する場所は、市教育委員会が今月より「りすた」に移転したため、空き部屋となったところでございまして、その後の使用見込みがないこと及び使用目的が夕張市公有財産規則第 21 条第 1 号「直接または間接的に市の便宜となる事業に使用するもの」に該当する内容であることから、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき行政財産の目的外使用を許可するものでございます。

なお、使用につきましては、本年 4 月 1 日よりとしております。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(高間委員)

目的外使用ということなのですからけれども、これ料金は発生するのですよね。

(総務課長)

高間委員のご質問にお答えします。

夕張市財産条例第3条第1項に基づき、目的外使用の使用料を徴収いたします。

(高間委員)

料金はわかりますか。

(総務課長)

料金につきましては、その算定に当たって建物の評価額を面積案分いたしまして算出しました2万6,400円、月額を徴収する予定です。

(高間委員)

ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

期日はいつごろまでというのを一応決めるのですか。使用期間。

(総務課長)

基本的に、行政財産の目的外使用は年度ごとということに許可をいたしておりまして、年度を越えるものにつきましては、その都度の許可を求めるということになります。ですので、今回の申し込みに関しましては、来年の3月31日までの許可を出しております。

以上です。

(君島委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【地域振興課】

(千葉委員長)

次に、地域振興課から報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

おはようございます。

地域振興課より地域おこし協力隊（農業支援員）についてご報告させてい

たきます。

9月補正予算に係る常任委員会におきまして質疑がございましたので、ご報告いたしておりました農業支援に係る地域おこし協力隊につきまして、今年度中の事業実施が困難になったことから経緯等につきまして、ご報告をさせていただきます。

当該地域おこし協力隊につきましては、令和2年度産のメロンからの受け入れを目指しておりましたが、農業振興協議会の進め方等にそご等ございましたため、年末までに関係者との間で協力隊の受入体制について調整がつかなかったところをごさいますして、令和2年度産メロンからの受け入れについて見合わせることにしたものでございます。

今後の対応についてでございますけれども、地域おこし協力隊の様々な受け入れの可能性を考えながら発展的に話が進んでいけるよう、今回の件を踏まえまして、引き続き、関係機関・団体との調整を丁寧に続けて参りたいと考えております。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(大山委員)

農業振興協議会との協議の中でいろいろと課題があつて、話し合いというか、先が見えないということで予算執行できないということなのですけれども、この協議会との市との協議というのは、去年の10月から現在も続いているということでよろしいのでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問なのですけれども、我々としましても関係者と引き続き調整はしておりまして、今後もしていく予定でございます。

(大山委員)

それで、今年度の予定としては、12月ごろ公募するという状況で進んでいて、それができないということなのですけれども、新年度に向けては、この12月ごろ公募して、年明け2月ごろからスタートしていくのだという、その行程的な予定は変わらないで進むということよろしいのでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

市としましては、地域おこし協力隊というのは、非常に有益な制度だと考えておりますので、どのような形になるかというのは、今後その調整次第なのですけれども、引き続き発展的に進めていけるように関係者との話し合い

を進めていきたいと思っておりますので、その時期はまだ、どうなるかというのはいらないところがありますけれども、我々としては、令和3年産メロンについて、募集できるようにしていきたいと考えております。

(大山委員)

そういうことであれば、予算は、まだ確定してないのですが、その予算の確保というか、予算要求というか、現時点でどのような流れで進んでいるのでしょうか。

(地域振興課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

予算要求につきましては、要求はしております。今後どういふようになるかというのはいえないところがございますけれども、そこは調整を丁寧に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 千 葉 勝 ⑩